

令和5年度 第3回静岡市債権管理委員会

令和6年1月26日（金）
14:00～16:00 市長公室

次 第

- 議題1 第4次静岡市行財政改革前期実施計画を踏まえた目標収納率について・・・資料1
- 議題2 令和6年度静岡市債権管理委員会事業計画について・・・資料2
- 議題3 債権の放棄に関する審議について・・・資料3及び議案書

静岡市債権管理委員会委員名簿

(令和5年4月1日現在)

委員長	副市長	大長	義之
委員	総務局長	大村	明弘
同	財政局長	大石	貴生
同	葵区長	服部	憲文
同	駿河区長	良知	伸昭
同	清水区長	塩原	博
同	保健福祉長寿局長	吉永	幸生
同	子ども未来局長	橋本	隆夫
同	上下水道局長	渡辺	裕一

第4次静岡市行財政改革前期実施計画を踏まえた目標収納率

資料1

市 税		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）											
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8								
目標値 （%）	合計	98.77	98.82	98.89	98.97	99.15	99.20	99.25	99.30								
	現年分	99.41	99.46	99.50	99.52	99.59	99.61	99.63	99.65								
	滞納繰越分	42.64	43.01	44.02	45.02	46.95	46.96	46.97	46.98								
実績又は見直し後 （%）	合計	98.94	○	98.44	×	99.11	○	99.21	○	99.22	○	99.25	↑	99.27	↑	99.30	→
	現年分	99.49	○	98.97	×	99.60	○	99.64	○	99.60	○	99.62	↑	99.63	→	99.65	→
	滞納繰越分	49.48	○	46.95	○	63.00	○	48.46	○	47.57	○	47.58	↑	47.59	↑	47.60	↑
目標達成結果		達成	未達成	達成	達成	(見込) 達成		目標値 上方修正	目標値 上方修正	目標値 据置き							
R5収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> ・現年分収納率及び滞納繰越分収納率については、11月末までの収納率の推移から推計した。 ・合計収納率については、現年分と滞納繰越分が前年度の実績を下回っているものの、収納率の高い現年分の調定割合は高まっており、これは合計収納率を押し上げる要因となることから、前年度と同程度を見込んだ。 															
R6目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・第4次行財政改革前期実施計画の最終年である令和8年度に政令指定都市の中で合計収納率3位以内（99.30%）を目指す。 ・令和5年度の収納率見込みが当初の6年度目標値（99.20%）を上回ったことから、これを踏まえて、6年度の目標を上方修正した。 															

国民健康 保険料（税）		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）											
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8								
目標値 （%）	合計	81.21	83.81	85.42	85.75	87.64	88.14	88.66	89.09								
	現年分	92.67	92.98	93.41	93.41	94.88	94.98	95.08	95.18								
	滞納繰越分	21.61	23.49	24.46	24.89	22.71	23.47	24.22	24.98								
実績又は見直し後 （%）	合計	82.93	○	85.82	○	86.75	○	87.13	○	88.04	○	88.48	↑	89.24	↑	89.76	↑
	現年分	93.46	○	94.17	○	94.48	○	94.78	○	95.24	○	95.34	↑	95.44	↑	95.54	↑
	滞納繰越分	22.89	○	24.98	○	21.79	×	22.11	×	23.47	○	23.97	↑	24.48	↑	24.98	→
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	(見込) 達成		目標値 上方修正	目標値 上方修正	目標値 上方修正							
R5収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年11月末時点の収納率は、現年分が前年同月比0.46ポイント増（前年度の前年同月比は1.03ポイント増。）、滞納繰越分が1.35ポイント増（前年度の前年同月比は0.17ポイント増）、合計が0.76ポイント増（前年度の前年同月比は0.99ポイント増）であり好調である。 															
R6目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・現年分は好調を維持しているため前回計画時と同じ上昇率とした。 ・滞納繰越分は令和8年度までに過去最高水準であった令和2年度の水準に戻すという第4次行財政改革前期実施計画達成に向け各年度目標を修正した。 															

※第4次静岡市行財政改革前期実施計画で掲げた取組項目「市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進（適正な債権管理の推進）」の指標は合計収納率のみですが、第3次と比較するために現年分と滞納繰越分を表示しました。

介護保険料		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）											
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8								
目標値 （%）	合計	97.72	98.15	98.33	98.50	98.64	98.65	98.66	98.67								
	現年分	99.11	99.35	99.38	99.41	99.45	99.46	99.48	99.50								
	滞納繰越分	18.25	22.29	24.05	24.28	23.30	23.47	23.64	23.81								
実績又は見直し後 （%）	合計	98.07	○	98.36	○	98.63	○	98.77	○	98.84	○	98.85	↑	98.86	↑	98.87	↑
	現年分	99.35	○	99.43	○	99.44	○	99.53	○	99.58	○	99.60	↑	99.62	↑	99.64	↑
	滞納繰越分	22.17	○	23.81	○	21.92	×	27.05	○	27.05	○	27.06	↑	27.07	↑	27.08	↑
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	(見込) 達成		目標値 上方修正									
R5収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> ・現年分は、年齢到達による資格取得者に対する口座振替勧奨や催告を強化したことにより、11月末時点の普通徴収の収納率が前年同時期の実績値を上回っているため、特別徴収と合計した収納率も前年度を上回る見込みである。 ・滞納繰越分は、11月末時点の収納率が前年同時期の実績値と同程度であり、引き続き催告及び財産調査等を実施することで、前年度と同率となる見込みである。 															
R6目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・現年分は、令和8年度までに政令市における令和4年度第1位の99.64%（浜松市）に達するよう目標値を修正した。 ・滞納繰越分は、令和4年度に大幅に収納率が上昇し、現時点においてもこれを維持している状況から、更に上昇させるよう目標値を修正した。 															

市立清水病院 診療収入等		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）											
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8								
目標値 （%）	合計	92.84	92.84	92.84	92.84	95.13	95.31	95.36	95.39								
	現年分	99.28	99.28	99.28	99.28	99.53	99.54	99.55	99.56								
	滞納繰越分	8.67	8.67	8.67	8.67	8.68	8.69	8.70	8.71								
実績又は見直し後 （%）	合計	93.51	○	93.67	○	93.70	○	94.06	○	95.14	○	95.31	→	95.36	→	95.39	→
	現年分	99.53	○	99.80	○	99.39	○	99.40	○	99.53	○	99.54	→	99.55	→	99.56	→
	滞納繰越分	7.04	×	8.23	×	7.10	×	7.44	×	7.86	×	8.69	→	8.70	→	8.71	→
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	(見込) 達成		目標値 据置き									
R5収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> ・現年分は、令和5年11月末までの実績と前年同月末の調定額、収入額及び収入未済額を比較すると、調定額、収入額ともに増加している。また、収入未済額は、若干減少傾向にあり、R5の目標値（99.53%）を達成する見込みである。 ・滞納繰越分は、未収金の縮減に向けた取り組み強化に努め、分割納付不履行者に催告等を実施した結果、前年度実績値（7.44%）を上回る見込みではあるが、目標値（8.68%）には達しない見込みである。 <p>【R1実績値（99.53%）をR5の目標値に設定した理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次行財政改革後期計画期間（R1～R4）の実績値が1番高かったR2実績値（99.80%）については、100万円以上の滞納者がいなかったこと、自賠責保険からの入金が順調に収納されたことにより特異値であったため、2番目に実績値が高いR1実績値（99.53%）をR5の目標値とした。 															
R6目標設定の理由		<p>【現年分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当院で取組んでいる経営改善により、R6現年分調定額及び現年分収入額の増を見込んで、第4次行財政改革前期計画の目標値を設定していることと、R5推計値（99.53%）がR5目標値（99.53%）と同数値であることから、R6目標値は、第4次行財政改革前期計画で設定した数値（99.54%）が妥当であると判断した。 <p>【滞納繰越分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5推計値（7.86%）がR5目標値（8.68%）に達しない見込みであるため、R6目標値（8.69%）は据え置きとし、更に、催告や支払督促制度の活用等、未収金の縮減に向けた取り組みの強化に努める。 															

※第4次静岡市行財政改革前期実施計画で掲げた取組項目「市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進（適正な債権管理の推進）」の指標は合計収納率のみですが、第3次と比較するために現年分と滞納繰越分を表示しました。

生活保護費 返還金、徴収金等		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標値 （%）	分納率（合計）	計画未登載				77.00	79.00	81.00	83.00
実績又は見直し後 （%）	分納率（合計）					【推計値】 77.22	○	79.00	→
目標達成結果						（見込） 達成	目標値 据置き	目標値 据置き	目標値 据置き
R5収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> 第4次前期計画においては、令和8年度までに年間400件程度発生する新規債権全てについて分納を達成することを目標に、過年度を含めた債権全体の分納率を令和5年度から令和8年度までの目標値として設定している。（令和8年度の目標値は、過年度発生債権を含めた目標分納率83.00%。また、この目標を達成するための令和5年度の目標値は77.00%） 令和5年11月末時点での分納率は73.87%であるが、令和4年12月から令和5年3月までで3.35%分納率を上昇させている。令和5年度も同程度の上昇を見込むと、令和5年度の推計値は77.22%となり、目標を達成する見込みとなっている。 							
R6目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> 修正なし 前期計画目標値を変更しない理由：令和5年度の推計値は77.22%と目標の77.00と近い実績を想定しており、計画どおり進捗しているため、令和6年度以降の計画変更は行わない。 							

母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金 元金・利子、違約金		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標値 （%）	合計	計画未登載				40.25	40.39	40.63	40.93
	現年分					85.08	85.60	86.12	86.64
	滞納繰越分					9.67	9.72	9.77	9.83
実績又は見直し後 （%）	合計	40.58	○	40.39	→	40.63	→	40.93	→
	現年分	86.00	○	85.60	→	86.12	→	86.64	→
	滞納繰越分	11.65	○	9.72	→	9.77	→	9.83	→
目標達成結果						（見込） 達成	目標値 据置き	目標値 据置き	目標値 据置き
R5収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に積み残した債権について、令和5年度上半期で順調に回収できたことにより、前年度実績及び目標値を大きく上回る見込み。 令和5年4月から12月分までは実績、令和6年1月以降は、例年年度後半の収納率が高くなる傾向にあること、また滞納整理強化期間の実施を例年同様に遅滞なく実施できていることから、過去実績を基に推計した。 							
R6目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> 当該目標値は、平成29年度から令和3年度の実績（収納率）を基に積算している。 令和5年度の収納率は目標値を上回っているが、それは令和4年度から積み残した債権が例年に比べて多かった特殊な原因があったことから、令和3年度以前の実績を基に推計することが適当とし、目標値を据え置きとした。 							

※第4次静岡市行財政改革前期実施計画で掲げた取組項目「市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進（適正な債権管理の推進）」の指標は合計収納率のみですが、第3次と比較するために現年分と滞納繰越分を表示しました。

水道料金		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）											
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8								
目標値 （%）	合計	96.84	97.01	97.19	97.37	98.25	98.50	98.51	98.54								
	現年分	99.06	99.11	99.16	99.21	99.16	99.39	99.42	99.45								
	滞納繰越分	27.42	27.44	27.46	27.48	44.65	45.34	33.87	34.66								
実績又は見直し後 （%）	合計	97.12	○	97.88	○	98.08	○	98.07	○	98.28	○	98.50	→	98.51	→	98.54	→
	現年分	98.98	×	99.02	×	99.10	×	99.06	×	99.04	×	99.39	→	99.42	→	99.45	→
	滞納繰越分	31.45	○	41.90	○	43.27	○	45.21	○	52.73	○	45.34	→	33.87	→	34.66	→
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	（見込） 達成		目標値 据置き									
R5収納率見込みの背景		・昨年度に引き続き納期内納付率が若干悪化しており、主要銀行の入金遅延分を考慮しても11月末時点の現年度収納率は下回っているが、滞納整理強化期間と今後の給水停止を確実に実施し、収納率を向上する。															
R6目標設定の理由		・令和6年10月に検針から当初納期限までの徴収サイクルの短縮を実施する。それに合わせて滞納になってから停水執行までのサイクルを短縮しつつ、停水執行の対象者の範囲を拡大する方向で、停水執行を委託している包括外部委託受託者と協議中。停水執行までのサイクルが短縮できれば、令和6年度以降の収納率の目標を達成する見込み。															

下水道使用料		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）											
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8								
目標値 （%）	合計	97.61	97.76	97.91	98.06	98.21	98.49	98.52	98.55								
	現年分	99.00	99.05	99.10	99.15	99.17	99.41	99.44	99.47								
	滞納繰越分	36.60	36.80	37.00	37.20	41.05	41.43	30.04	30.51								
実績又は見直し後 （%）	合計	97.57	×	97.79	○	97.94	○	98.05	×	98.21	○	98.49	→	98.52	→	98.55	→
	現年分	98.96	×	99.06	○	99.11	○	99.08	×	99.08	×	99.41	→	99.44	→	99.47	→
	滞納繰越分	37.20	○	39.82	○	40.29	○	42.51	○	49.20	○	41.43	→	30.04	→	30.51	→
目標達成結果		未達成	達成	達成	未達成	（見込） 達成		目標値 据置き									
R5収納率見込みの背景		・昨年度に引き続き納期内納付率が若干悪化しており、主要銀行の入金遅延分を考慮しても11月末時点の現年度収納率は下回っているが、滞納整理強化期間と今後の給水停止を確実に実施し、収納率を向上する。															
R6目標設定の理由		・水道料金の停水執行までのサイクルを短縮することで、同時徴収している下水道使用料も折衝の機会が早まり、収納率が向上する。停水執行までのサイクルが短縮できれば、令和6年度以降の収納率の目標を達成する見込み。SMS催告の導入等により全体の滞納者数を圧縮するなどし、停水執行までのサイクルの短縮化に向けた環境を整えていく。															

※第4次静岡市行財政改革前期実施計画で掲げた取組項目「市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進（適正な債権管理の推進）」の指標は合計収納率のみですが、第3次と比較するために現年分と滞納繰越分を表示しました。

令和6年度静岡市債権管理委員会事業計画

資料2

- 1 会議の開催 定例：3回（5月、10月、1月を予定）
臨時：随時

2 事業内容

(1) 債権管理の総括に関すること

	主な審議及び報告項目	対 象
第1回	【報告】 令和5年度収入未済額縮減に向けた取組等結果報告 ・ 滞納整理強化期間実施結果 ・ 債権管理ヒアリング所管課取組結果	主要債権
	【審議】 令和6年度主要債権取組方針	主要債権（所管局長説明）
第2回	【報告】 令和5年度決算における収入未済額の状況	令和5年度決算で収入未済が生じている全債権
	【報告】 令和5年度収入率等の実績評価及び令和6年度の課題	主要債権（所管局長説明）
	【報告】 令和6年度滞納整理強化期間実施計画の策定	主要債権（所管局長説明）
	【報告】 令和6年度ヒアリング実施結果	令和5年度決算で収入未済が生じている債権のうち必要と認められるもの
	【報告】 令和6年度債権管理研修実績	
第3回	【審議】 第4次静岡市行財政改革前期実施計画における指標（目標収納率）	主要債権（所管局長説明）
	【審議】 令和7年度静岡市債権管理委員会事業計画の策定	
	【審議】 債権の放棄に関する審議	非強制徴収債権のうち、債権管理条例第7条の要件に該当するもの

※主要債権：市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、市立清水病院診療収入等、生活保護費返還金、同徴収金、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子、同違約金、水道料金、下水道使用料

(2) 債権の管理に関する研修の実施

No.	時期	研修名	講師 対象	上段：R 6 受講見込 (人) 下段：R 5 受講実績 (人)		
				税務部	税外	合計
1	5月	(1)徴収事務・滞納整理事務の基礎、徴収職員の心構え (2)債権管理とは (3)債権回収に係る滞納者との折衝方法	講師：滞納対策課職員 対象：全債権【新人・新任対象】	24 (35)	27 (34)	51 (69)
2	5月	給与又は年金の調査及び差押え	講師：滞納対策課職員 対象：強制徴収公債権【新人・新任対象】	13 (12)	12 (15)	25 (27)
3	6月	自営業者に対する滞納整理と多様な財産差押	講師：滞納対策課職員 対象：強制徴収公債権【新人・新任対象】	9 (12)	10 (12)	19 (24)
4	6月	初任者向け滞納整理研修	講師：外部講師 対象：強制徴収公債権【新人・新任対象】	9 (8)	12 (15)	21 (23)
5	6月	組織的滞納整理における管理監督者の役割	講師：滞納対策課職員 対象：強制徴収公債権【新任の管理監督者】	6 (5)	7 (5)	13 (10)
6	7月	適正な債権管理事務とは	エスナビ 対象：全債権及び新規採用職員【新人・新任対象】	128 (98)	1,787 (1,656)	1,915 (1,754)
7	8月	捜索について	講師：滞納対策課職員 対象：強制徴収公債権	30 (11)	4 (3)	34 (14)
8	★新規企画 7～9月	自治体における債権回収 ～債務の承継と相続人への請求について～	講師：弁護士 対象：強制徴収公債権【新人・新任対象】	13 (-)	12 (-)	25 (-)
9	★新規企画 7～9月	静岡市債権の管理に関する条例に基づく債権放棄について	講師：弁護士 対象：非強制徴収公債権及び私債権 【新人・新任対象】	- (-)	25 (-)	25 (-)

令和5年度債権管理研修 受講者アンケートにおける感想

- ・ 徴収業務は経験したことがある職員からの口頭伝承が多くわからない事が多かったが、研修を受けて自分の中で整理できたことを業務に役立てていきたい。
- ・ 講師の実際の経験をふまえた対応方法や滞納整理に向ける熱い思いを聴けた。弁護士目線での話や法令解釈が聴けて勉強になった。
- ・ 裁判の前段階のところ、文書催告など徴収率を上げるポイントを詳しく学べると良いと思った。難しい言葉をあまり使わずわかりやすく説明していただいて良かった。
- ・ 今まで受けた研修の中で一番良かった。給与差押等、まだまだこれからやるべき事が多いと感じた。実体験に基づいた話が多く想像しやすかった。どんな形で管理していくのがベストなのか、滞納整理のはかどる体制のために、どのようなことをしていけば良いか知りたい。

債権の放棄に関する審議

資料3

1. 審議概要

非強制徴収債権の権利の放棄（債権放棄）は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により本来議決案件ですが、債権管理上、しかるべき対応が実施されたにも関わらず、回収の見込みがなく債権放棄せざるを得ないことが明らかな場合に限り「静岡市債権の管理に関する条例」による放棄が認められています。

各委員には「議案書」に沿って、条例に規定する放棄要件との適合性などの観点から、当該債権を放棄することの適否について審議していただきます。

○静岡市債権の管理に関する条例（抜粋）

第7条 市長等は、**非強制徴収債権**について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を**放棄**することができる。

- (1) **破産法**(平成16年法律第75号)第253条第1項、**会社更生法**(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権について、その**責任を免れたとき**。
- (2) **債務者が死亡し、その債務について限定承認**があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 自治令第171条の2の規定による**強制執行等の措置**又は自治令第171条の4の規定による**債権の申出等の措置**をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該非強制徴収債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、その**債務の履行の見込みがない**と認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について、自治令第171条の5の規定により**徴収停止の措置**をとった場合で、当該措置をとった日から**相当の期間**を経過した後においても、**なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき**。
- (5) 当該非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要する債権に限る。)について、**消滅時効の期間が満了したとき(債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。)**。

令和5年度 債権の放棄に関する総括表

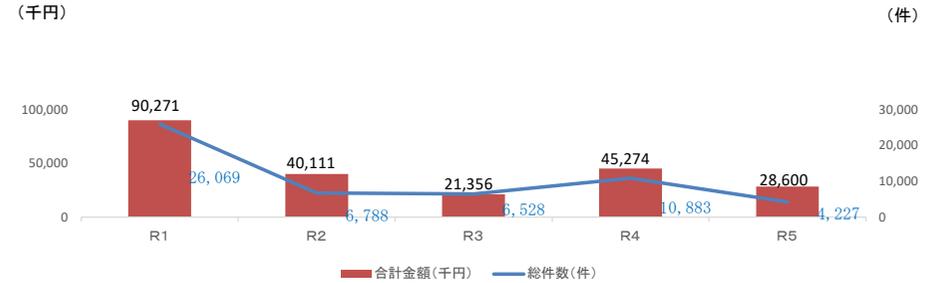
1 債権別・放棄理由別一覧（議案別）

議案番号	債権の名称	法的区分及び消滅時効の期間	人数(人)	件数(件)	放棄金額(円)	放棄の理由(第7条該当号)	所管課
1	墓地管理料	私債権5年	2	5	22,460	4号	戸籍管理課
2	国民健康保険第三者行為による損害賠償請求(一般被保険者)	私債権5年	1	1	3,950,395	4号	保険年金管理課
3	国民健康保険第三者行為による損害賠償請求(一般被保険者)	私債権5年	3	4	243,724	5号	保険年金管理課
4	国民健康保険第三者行為による損害賠償請求(退職被保険者)	私債権5年	1	1	42,882	5号	保険年金管理課
5	急病センター使用料(診療収入等)	私債権3年	2	2	20,920	5号	保健衛生医療課
6	診療収入等	私債権3年	4	12	1,147,836	1号	清水病院医事課
7	診療収入等	私債権3年	47	523	5,267,842	5号	清水病院医事課
8	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金	私債権10年	3	120	650,432	5号	子ども家庭課
9	電気・水道料等納付金	私債権5年	3	3	2,221,453	5号	中央卸売市場
10	市営住宅使用料	私債権5年	1	89	1,246,700	1号	住宅政策課
11	汚水処理場使用料	私債権5年	1	83	108,435	1号	住宅政策課
12	住宅費雑入(損害賠償金)	私債権5年	1	3	65,866	1号	住宅政策課
13	市営住宅使用料	私債権5年	1	91	1,224,200	4号	住宅政策課
14	汚水処理場使用料	私債権5年	8	18	17,284	4号	住宅政策課
15	水道料金	私債権2年	30	121	852,239	1号	お客様サービス課
16	水道料金	私債権2年	367	1,206	3,600,495	4号	お客様サービス課
17	水道料金	私債権2年	690	1,945	7,916,450	5号	お客様サービス課
計	—	—	1,165	4,227	28,599,613	—	—

2 放棄理由による内訳

放棄の理由(条例第7条該当号)	人数(人)	件数(件)	放棄金額		前年度放棄実績金額(円)	対前年比
			(円)	構成比		
第1号(破産等による免責)	37	308	3,421,076	12%	1,647,896	208%
第4号(徴収停止後相当期間を経過)	379	1,321	8,814,834	31%	11,180,275	79%
第5号(消滅時効の期間を経過)	749	2,598	16,363,703	57%	32,431,954	50%
計	1,165	4,227	28,599,613	100%	45,260,125	63%

3 債権放棄の額、件数の推移（第3回債権管理委員会審議時点）



このグラフは、各年度の第3回債権管理委員会の審議時点の債権放棄議案の金額、件数をもとに作成しており、実際に債権放棄した内容の実績とは、一部異なる場合があります。

令和5年度第3回
静岡市債権管理委員会

議案書

議案第1号

墓地管理料の債権の放棄について

所管課名 戸籍管理課

債権の名称	墓地管理料
放棄しようとする 債権の額（内容）	22,460円 （平成31年度から令和3年度までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 11,460円 最低額 11,000円
人数（件数）	2人（5件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第4号に該当）</p> <p>【債権の管理の経過】 2人（5件）22,460円</p> <ol style="list-style-type: none"> 徴収停止に至った理由は、債務者が死亡し、かつ、墓を承継する者が不明のため。 債務者の死亡や祭祀の承継者が不在であることは、戸籍調査等により確認した。

議案第 2 号

国民健康保険第三者行為による損害賠償請求（一般被保険者）の債権の放棄について

所管課名 保険年金管理課

債権の名称	国民健康保険第三者行為による損害賠償請求（一般被保険者）
放棄しようとする 債権の額（内容）	3,950,395 円
人数（件数）	1 人（1 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号に該当）</p> <p>[債権の管理の経過] 1 人（1 件）3,950,395 円</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 債務者が死亡し、相続人にあつては相続放棄若しくは死亡しているため、徴収停止の措置をとった。 2 関係人の死亡は各区の戸籍住民課及び関係自治体の市民課等に公用照会し、相続放棄は家庭裁判所発出の被相続人等目録で、その事実を確認した。

議案第3号

国民健康保険第三者行為による損害賠償請求（一般被保険者）の債権の放棄について

所管課名 保険年金管理課

債権の名称	国民健康保険第三者行為による損害賠償請求（一般被保険者）
放棄しようとする債権の額（内容）	243,724 円 【参考】一人当たりの最高額 183,174 円 最低額 11,893 円
人数（件数）	3 人（4 件）
放棄の理由	<p>消滅時効の期間（3年又は5年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。（静岡市債権の管理に関する条例第7条第5号に該当）</p> <p>[居所不明] 1人（1件）48,657 円</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時効期間が経過した理由は、債務者が居所不明のため。 2 各区の戸籍住民課に公用照会するも住民票の異動がなく、現地調査するも居所不明であった。 <p>[その他] 2人（3件）195,067 円</p> <p>時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。</p>

議案第4号

国民健康保険第三者行為による損害賠償請求（退職被保険者）の債権の放棄について

所管課名 保険年金管理課

債権の名称	国民健康保険第三者行為による損害賠償請求（退職被保険者）
放棄しようとする 債権の額（内容）	42,882 円
人数（件数）	1 人（1 件）
放棄の理由	<p>消滅時効の期間（5年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。（静岡市債権の管理に関する条例第7条第5号に該当）</p> <p>[居所不明] 1 人（1 件） 42,882 円</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時効期間が経過した理由は、債務者が居所不明のため。 2 各区の戸籍住民課に公用照会するも住民票の異動がなく、現地調査するも居所不明であった。

議案第5号

急病センター使用料（診療収入等）の債権の放棄について

所管課名 保健衛生医療課

債権の名称	急病センター使用料（診療収入等）
放棄しようとする債権の額（内容）	20,920 円（令和元年12月から令和2年1月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 17,000 円 最低額 3,920 円
人数（件数）	2 人（2 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（3年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。（静岡市債権の管理に関する条例第7条第5号に該当） [その他] 2 人（2 件） 20,920 円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第6号

診療収入等の債権の放棄について

所管課名 清水病院 医事課

債権の名称	診療収入等
放棄しようとする 債権の額（内容）	1,147,836 円 （平成26年10月から令和4年6月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 821,796 円 最低額 42,650 円
人数（件数）	4人（12件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。（静岡市債権の管理に関する条例第7条第1号に該当） [免責の事実確認] 免責許可決定通知書の写しにより確認した。

議案第7号

診療収入等の債権の放棄について

所管課名 清水病院 医事課

債権の名称	診療収入等
放棄しようとする 債権の額（内容）	5,267,842 円 （平成10年12月から令和元年11月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 426,190 円 最低額 2,070 円
人数（件数）	47 人（523 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（3年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。（静岡市債権の管理に関する条例第7条第5号に該当） [居所不明（日本人）] 2人（2件）37,350 円 1 時効期間が経過した理由は、債務者が居所不明のため。 2 各区の戸籍住民課に公用照会するも住民票の異動がなく、現地調査するも居所不明であった。 [その他] 45人（521件）5,230,492 円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第8号

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金の債権の放棄について

所管課名 子ども家庭課

債権の名称	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金
放棄しようとする 債権の額（内容）	650,432 円（内、元金 634,272 円、利子 14,760 円、違約金 1,400 円） （平成 16 年 1 月から平成 20 年 10 月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 351,480 円 最低額 136,400 円
人数（件数）	3 人（120 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（10 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。（静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） [居所不明（日本人）] 3 人（120 件）650,432 円 1 時効期間が経過した理由は、債務者が居所不明のため。 2 住民登録地に居住実態がなく、各区の戸籍住民課等に公用照会しても住民票の異動がないため、居所不明であった。

議案第9号

電気・水道料等納付金の債権の放棄について

所管課名 中央卸売市場

債権の名称	電気・水道料等納付金
放棄しようとする 債権の額（内容）	2,221,453 円 （平成21年1月から平成30年7月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 1,533,129 円 最低額 1,512 円
人数（件数）	3人（3件）
放棄の理由	消滅時効の期間（5年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。（債権の管理に関する条例第7条第5号に該当） 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第 10 号

市営住宅使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	市営住宅使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	1,246,700 円 （平成 15 年 9 月から平成 23 年 3 月までの使用料）
人数（件数）	1 人（89 件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号に該当） 〔免責の事実確認〕 破産手続に関する官報により確認した。 保証人から時効援用申立書の提出。

議案第 11 号

汚水処理場使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	汚水処理場使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	108,435 円 （平成 16 年 1 月から平成 30 年 6 月までの使用料）
人数（件数）	1 人（83 件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号に該当） 〔免責の事実確認〕 破産手続に関する官報により確認した。 保証人から時効援用申立書の提出。

議案第 12 号

住宅費雑入（損害賠償金）の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	住宅費雑入（損害賠償金）
放棄しようとする 債権の額（内容）	65,866 円 （平成 30 年 4 月から平成 30 年 6 月までの使用料）
人数（件数）	1 人（3 件）
放棄の理由	<p>債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。</p> <p>（静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号に該当）</p> <p>〔免責の事実確認〕</p> <p>破産手続に関する官報により確認した。</p> <p>保証人から時効援用申立書の提出。</p>

議案第 13 号

市営住宅使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	市営住宅使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	1, 224, 200 円 （平成 19 年 4 月から平成 29 年 3 月までの納入分）
人数（件数）	1 人（91 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号に該当）</p> <p>〔債権の管理の経過〕 債務者及び妻子も死亡しており、また、相続人の存在も確認できないことから、適正な債権管理による収入未済額の縮減を図るため、不当利得返還請求権の時効の経過を待つことなく、不当利得返還請求権を含む市営住宅使用料について徴収停止の措置をとった。</p>

議案第 14 号

汚水処理場使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	汚水処理場使用料
放棄しようとする債権の額（内容）	17,284 円 （平成 24 年 11-12 月から令和 3 年 5-6 月までの使用料） 【参考】一人当たりの最高額 5,030 円 最低額 700 円
人数（件数）	8 人（18 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号に該当）</p> <p>〔債権の管理の経過〕 8 人（18 件）17,284 円</p> <p>1 市営住宅使用料等債権の中で、既に市営住宅を退去したのち、催告をしたが、納付の見込みが立たない債権がある。このうち、債権額が少額であるために、このまま管理し続けることが費用対効果の観点から、適切でないものについて、徴収停止の措置をとった。（地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号）</p> <p>2 徴収停止後、相当期間が経過したが、状況に変化はなく債権回収が見込めない。</p>

議案第 15 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	852,239 円 （平成 29 年 1 月から令和 5 年 3 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 290,188 円 最低額 1,057 円
人数（件数）	30 人（121 件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号該当） [免責の事実確認] 免責許可決定通知書の写し又は官報により確認した。

議案第 16 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	3,600,495 円 （平成 24 年 12 月から令和 4 年 7 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 458,535 円 最低額 145 円
人数（件数）	367 人（1,206 件）
放棄の理由	<p>徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。（静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号該当）</p> <p>[債権の管理の経過]</p> <p>1 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 1 号該当 18 人（168 件） 1,451,588 円 破産手続廃止決定を受けた又は所在不明になり水道契約を中止した法人について、現地調査等により、業務を停止しており事業再開の見込みがないと認められたため、徴収停止の措置をとった。</p> <p>2 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 2 号該当 31 人（177 件） 598,551 円 居所不明者は、各区役所戸籍住民課へ住民登録の公用照会又はシステム管理課内の住民記録システムの閲覧をし、その事実を確認したことにより、徴収停止の措置をとった。</p> <p>3 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号該当 318 人（861 件） 1,550,356 円 催告等を行うも支払がなく、債権額が取立てに要する費用に満たないと認められたため、徴収停止の措置をとった。</p>

議案第 17 号

水道料金の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	7,916,450 円 （平成 18 年 10 月から平成 30 年 10 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 405,820 円 最低額 540 円
人数（件数）	690 人（1,945 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（2 年）が経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号該当） 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会 が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。